医薬薬審発 0915 第 4 号 令 和 5 年 9 月 15 日

各都道府県衛生主管部(局)長殿 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長 殿 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長 (公印省略)

## 希少疾病用医薬品の指定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律 第 145 号) 第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記 1. について希少疾病用医薬品として指定したので、通知する。

記

1. 指定

(1)指 定 番 号: (R5薬)第581号

医薬品の名称:ダブラフェニブメシル酸塩

予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果: BRAF V600 遺伝子変異を有する再発又は難治性の有

毛細胞白血病

氏 名 又 は 名 称:ノバルティスファーマ株式会社

(2)指 定 番 号: (R5薬)第582号

医薬品の名称:トラメチニブジメチルスルホキシド付加物

予定される効能又は効果: BRAF V600 遺伝子変異を有する再発又は難治性の有

毛細胞白血病

氏 名 又 は 名 称:ノバルティスファーマ株式会社

(3)指 定 番 号: (R5薬)第583号

医薬品の名称: セルペルカチニブ

予定される効能又は効果: RET 融合遺伝子陽性の進行・再発の固形癌(非小細

胞肺癌及び甲状腺癌を除く)

氏 名 又 は 名 称:日本イーライリリー株式会社

(4)指 定 番 号: (R5薬)第584号

医 薬 品 の 名 称:Treosulfan

予定される効能又は効果:同種造血幹細胞移植の前治療

氏 名 又 は 名 称:日本メダック株式会社